

平成18年6月9日(金曜日)第2回定例会

○出席議員(21名)

1番	新	宮	征	一	議員	2番	佐	藤	毅	議員
3番	鴨	田	俊	廣	議員	4番	楳	津	博	議員
5番	木	村	寿	太	議員	6番	松	田	孝	議員
7番	猪	倉	謙	太	議員	8番	石	川	忠	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	10番	荒	木	春	議員
11番	柏	倉	信	一	議員	12番	高	橋	勝	議員
13番	高	橋	秀	治	議員	14番	佐	藤	良	議員
15番	佐	藤	暘	子	議員	16番	川	越	孝	議員
17番	内	藤		明	議員	18番	那	須	稔	議員
19番	佐	竹	敬	一	議員	20番	遠	藤	聖	議員
21番	伊	藤	忠	男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業	委員会会長
那須義行	総務課長(併)		片桐久志	総合政策	課長
秋場元	選挙管理委員会事務局	長	菅野英行	総合政策	課行財政
尾形清一	総合政策課		三瓶正博	建設	課長
有川洋一	財務室長		浦山邦憲	花・緑・せせらぎ	推進課長
柏倉隆夫	総合政策課企業		犬飼一好	農林	課長
佐藤昭	立地推進室長		安孫子政一	健康福祉	課長
兼子善男	市民生活課長		斎藤健一	水道事業	所長
鈴木英雄	建設課		荒川貴久	教育	長
兼子良一	都市整備室長		芳賀友幸	学校教育	課
熊谷英昭	下水道課長		菊地宏哉	指導推進	室長
工藤恒雄	商工観光課長		安孫子雅美	監査	委員
宇野健雄	会計課長		清野健	農業	委員会
	病院事務長			事務局	長
	学校教育課長				
	生涯学習スポーツ				
	振興課長				
	監査委員				
	事務局長				

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務	係長

平成18年6月第2回定例会

議事日程第2号

第2回定例会

平成18年6月9日(金)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

平成18年6月第2回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

○新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成18年6月9日(金)

(第2回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	駅前中心市街地の活性化について	整備された寒河江の顔、駅前中心市街地のさらなる活性化に向けた今後の対策について	4番 榎津博士	市長
2	地域産業振興を兼ねた行財政改革について	寒河江市内の地域産業のより一層の振興に向けた取り組みとして、市ホームページへのバナー広告掲載と市報への有料広告掲載について再度伺いたい		市長
3	今後の寒河江市下水道の整備について	「全市公共下水道」の現状と事業完了の見通しについて 膨大な事業費の確保の見通しについて 「市町村設置型合併浄化槽」の事業化を検討すべきでないか	6番 松田孝	市長
4	街路樹の維持管理について	街路樹育て隊の育成について	9番 鈴木賢也	市長
5	道徳観、倫理観の教育について	寒河江市民さくらんぼ憲章を小学校から唱和することについて		教育委員長
6	産業廃棄物税について	寒河江市下水道汚泥の処理にかかる税負担について	14番 佐藤良一	市長

榎津博士議員の質問

○新宮征一議長 通告番号1番、2番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

○榎津博士議員 おはようございます。

質問に入る前に、私たちの議場にも残時計が設置になりました。議員として、終了ブザーの鳴らないように、有効に活用させていただきたいと思います。設置いただくまでの関係者の御努力に心から感謝申し上げます。

それでは、質問に入ります。私は緑政会の一員として、この質問に関心をお持ちの市民を代表し、自分の考えを含め、以下の質問をさせていただきます。

通告番号1番、駅前中心市街地活性化に向けた取り組みについて、通告番号2番、市ホームページへのバナー広告の掲載と市報への有料広告の掲載についてお伺いいたします。

初めに、駅前中心市街地活性化に向けた取り組みについて伺います。寒河江駅前中心市街地整備事業は、駅舎の移転というすばらしい発想のもと、整備が進められてきました。そして、昨年11月6日、寒河江の新しい顔として完成し、関係者並びに多くの市民が参加する中、竣工式が盛大に挙行されましたことは、記憶に新しいところであります。

この整備は、寒河江のもう一つの顔である神輿の祭典、そこで繰り広げられる神輿の展示を兼ねた神輿会館も併設され、寒河江の元気を象徴しています。そのほかに沼川の河川整備、公園の新設や電線の地中化など、総合的な整備がなされました。また、通常であればロータリーを設けるなどして整備がなされる場所、先ほど述べたように駅舎の移転により、南北に延びる道路を寸断することなく整備され、寒河江駅では駅前、駅裏と呼ばれることなく、今後の均衡あるまちの発展に大きく寄与されていくものと考えております。

その整備が終了してから、半年余り経過いたしました。寒河江駅を中心とした人の流れはどのように変化したのでしょうか。確かに無料の駐車場が設置されたことにより、駅の利用者の利便性が向上し、商店街や飲食店街の活性化を担っているとは思いますが、しかし、私たちが描いて目標としている中心市街地のあるべき姿までにはまだ至っていないような気がします。私は早急に総体的な見地で活性化に向け知恵を出し合い、対策を講じてアクションを起こしていかなくてはならないと考えます。

ここで、私の考えを提案させていただきます。まずは集客、人が集う、このことが最大のキーポイントであると考えます。9月に開催される神輿の祭典では、神輿会が中心となり、毎年さまざまな趣向を凝らし、より多くの誘客に努めてにぎわいを見せております。そこまでいなくても単発的でなく、神輿会館前広場を集いの広場として広く市民に利活用してもらい、毎月第何日曜日には必ずそこでイベントなどが開催されているという広場に持っていけないかと考えております。各種団体の発表会、イベントなどを広く募って開催し、定着すればおのずと活性化に結びつけられるのではないのでしょうか。

私もこのようなことが簡単に実現できるとは考えておりません。しかし、まずはこれらの開催に

向け、何らかのアクションを起こさなければ前進することもできません。これらのことが実現できれば、これまで商店街や各種団体と協力して開催している痛快！ど真ん中市などとリンクして、相乗効果を上げることができるのではないかと考えます。

この設問の最初に述べさせていただいた駅舎の移転に伴い結ばれた南北の道路は、まちの均衡ある発展には欠かせない交通網のかなめとなっております。しかし、駅を中心に人が集うなどの施策を講じなければ、ただの1路線の通過点となってしまう危険性も秘めているのではないのでしょうか。

ここで、市長に質問いたします。当局も地域の方と一体となって駅前中心市街地の活性化に向け、さまざまな努力をしてきたことは承知しております。寒河江の顔をより元気にするため、現在どのような活性化策をお考えかお伺いいたします。また、私が今回提案させていただいた集いの広場について、どのような見解をお持ちかあわせてお伺いいたします。

次に、昨年12月定例会において質問させていただいた行財政改革の一環としての市ホームページへのバナー広告掲載と市報への有料広告掲載についてお伺いいたします。前回この質問を行った後、市民の方々から市報ばかりでなく、市の封筒に広告を掲載していいならやりたいとか、何でバナー広告は導入されなかったのかななどの問い合わせがあり、反響が大きかったこともあり、再質問に立たさせていただきました。

前回、私は地域産業の振興と税外収入を兼ねて、バナー広告の掲載と市報への有料広告の掲載について実施すべきではないかと提案させていただきました。通告した時点では、山形のどこの自治体もバナー広告を実施していなかったことから、寒河江で最初の実現してほしいと願っておりました。しかし、時を同じく、山形市がバナー広告を昨年12月1日より、東北の県都で初めて実施に踏み切ってしまいました。山形市では、バナー広告の掲載枠が1枠3万円で7枠用意され、5月末時点で6枠の利用があり、運営されているようです。

また、市報についてはといいますと、その後県内の自治体でも動きが見られ、平成15年6月から実施していた上山市に続き、尾花沢市、米沢市が既に実施し、そして今月6月から村山市が実施を開始する予定となっております。また、一度は有料広告の掲載を中止した河北町でも、再掲載に向け検討中とのことであります。

バナー広告においては、今ITの時代にあり、この広告こそこの時代に合った地域振興の立て役者ではないかと考えているのです。市内の優良企業はたくさんありますが、ほとんどが中小企業であります。素晴らしい商品や製品があっても、なかなか全国に発信するなど、営業できていない部分があります。安価な値段で地域の商品や製品を紹介する媒体として、市のホームページの充実を図るべきと考えます。

バナー広告の提案に対しては、当面行政情報の充実を図り、市民への情報提供に努めてまいりたい。提案は今後の課題とさせていただきたいと市長より答弁をいただきました。また、市報の有料広告掲載については、地方公共団体における広報紙は、施策や事業、地域の活動行事などを広く市民に伝えるものであり、広告を掲載するとなると、紙面づくりの変更が生じるなど、経費の面だけで市報に広告を掲載するのは妥当かどうかという回答でした。私も市長が述べられた点が、市報に掲載するに当たり大きな問題点だろうとは考えております。

市報は、確かに市内全戸に配布され、市民への情報発信の極めて重要な役割を担う広報紙です。私もその点は十分理解しております。しかし、他自治体で行財政改革の一環として取り組み始めて

いるのが実態であります。また、バナー広告は新聞折り込みと異なり、特定の地域への発信ではありません。日本全国ばかりでなく、世界じゅうの人がアクセスできることから、地域産業の振興にははかり知れない経済効果が期待できると確信いたします。その点をあえて強調させていただきたいと思います。

前回の一般質問の第2問での回答は、これらを通して寒河江市の元気につながっていくようなことを議論しなくてはならないと、佐藤市長より大変前向きな発言をいただいております。その後、バナー広告並びに市報への広告掲載について、どのようにお考えか御見解をお伺いし、第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

商業店舗の郊外化などから、中心市街地の空洞化が懸念される状況にあり、とりわけ本市の表玄関である寒河江駅前地区の衰微は、寒河江市のイメージを大きく損なうものと考え、駅前開発整備を実施したところでございます。当時の駅前の閉塞的な状況を打開し、未来につなぐ明るく活力あふれるまちづくりは、市民の希望でもあり、また駅前地区の住民でつくる駅前をよくする会の要望もあり、計画着手したものであります。

整備された駅前地区、中心市街地の活性化策をどのように考えているかということでございますが、これまでにぎわいを創造するため、いろいろなイベントを重ねてきております。寒河江まつり、神輿祭りにあわせての大鍋フェスティバルや夏祭りなど、地元駅前商店街協同組合を中心に実施し、祭りの盛り上げに寄与するとともに、地区の活性化に努めてきております。

駅前地区が面的に整備され、駐車場やゆとりとくつろぎの空間が生まれたことによりまして、イベントに際し、多くの人々を呼び込み、受け入れられるようになってきております。

春の花ミズキ祭り、夏から秋にかけてのホクホク券発行、年末年始大売り出しなど、商店街連合会によるにぎわいの創出、活性化事業も行われておりますし、また中心市街地の核であるフローラにおいても、テナントや周辺商店街による痛快ど真ん中市やフリーマーケットなどを開催しておりますし、初市や暮れの市など、季節の催しなどにも力を入れております。

駅前中心市街地に目を向け、足を運んでもらうことで活性化につながることから、これらイベントが継続発展するために、市としましても支援しているところでございます。にぎわいづくりは話題性のある取り組みをして、地域の情報を発信していくことにあります。まちじゅうにも二の堰の遊歩道など、観光スポットも多くできております。美しい景観や寺院、記憶の薄れた歴史的な場所に再び光を当てるなど、まち中観光ルートを構築するなどして、駅前中心市街地イベント情報とあわせ、マスコミやホームページを通して一体的に発信していくことも必要と考えます。

さらに、新しい動きも起きてきております。再開発により、新しくなった駅前地区を住みよく、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進することを目的とした、仮称ではありますが、寒河江駅前地区まちづくり推進委員会の設立が進められております。駅前の住民や商店街などの代表者により、設立準備会を重ね、発起人会の開催まで進んでおります。この会は、駅前地区の住民と、同じく地区内の商店やテナントで営業している者、土地、建物の所有者などで構成されるものでございます。関係者を総合しますと、100名ほどになりますが、地域の清掃作業などによる環境美化事業を中心に据え、各種イベントの開催により、地区内の親睦と融和、また地区外の人との交流を図るなどして活性化につなげようとしており、組織づくりに向けて市としても支援していかなければならないと考えておるところでございます。

それで、御質問にありました神輿公園を「集いの広場」としまして利用できないかということでございますけれども、集いという名前はともかく、そうした利用方法で大いに利用していただきたいと願っております。神輿会館の前の広場は絶好の立地だと思います。イベントが行われれば自然に人が集まりまして、まちが息づき、活力が生まれ、元気のあるまちづくりにつながるとお考えです。例えばおっしゃるような毎月第1日曜日というように定期的なイベントのほか、企画的ないろいろなものを活用いたしまして、にぎわいを出していただきたいと思っております。

駅前地区まちづくり推進委員会の設立準備会の中でも、朝市の開催とか夕涼みの会とか、それから夏祭り、野外コンサートなど、話題として出てくるようであります。また、いろいろな団体へ発表会の場として活用していただくよう要請してまいりたいと、このように思っております。

また、駅前地区には一部更地がまだ残っております。民間の所有地であります。こうした未利用地の活用も重要な課題でございます。市民の方や観光客など、いろいろな方が気楽に立ち寄れる店、土産物屋さんや茶店などの店舗、商業施設ができないものかなと考えておるところでございます。早期実現に向け、地元関係者に働きかけていき、駅前中心市街地のさらなる活性化に結びつけていきたいと思っております。

次に、この産業振興を兼ねた行財政改革との兼ね合いでの広告の問題でございます。昨年の12月の定例会で提言のあった市のホームページへのバナー広告掲載と、市報への有料広告掲載についての検討を行った結果、どのように考えているかということでございましょうが、昨今のITの発展とパソコンの普及によりまして、自宅にありながらにしまして、日本じゅう及び海外の情報を入手したり、さまざまな商品などを購入することが可能になってきております。

御案内のとおりインターネットはだれでもが比較的容易にさまざまな情報を受発信できる手段でありまして、従来の広告媒体とは違い、瞬時に世界じゅうに発信することが可能になっております。市内にはすぐれた農産物や商品、製品などが多数ございまして、市内の生産者や事業者、企業などがインターネットを用いて販売促進のための広報活動を充実させるということは、本市の経済活動の活性化につながるものと感じております。市ホームページへのバナー広告掲載については、第5次振興計画に掲げた新たな社会変化に応じた新事業の創出や新分野の創出及び新たな起業を促進し、本市産業の振興を図るという方針にも合致する手段の一つであると考えているところであります。

インターネットという特殊な環境で公開されるバナー広告は、さらに情報を得たい人だけが自分で閲覧を選択することから、市民への強制的な情報伝達でなく、中立性は保たれていることや、技術的な問題もないことなどから、ホームページへのバナー広告掲載の実施を考えたところでございます。また、バナー広告は有料広告であり、新たな市の財源にもなることから、今後年内開始を目標に、掲載方法や実施要領などを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、市報への有料広告掲載についてでございますが、地方公共団体における広報紙は地方公共団体の施策や事業、地域の活動、行事などを広く住民に伝える媒体でございます。このため、これらの情報を見やすく、わかりやすく市民に伝えるために、市報の紙面づくりの向上に努めているところでございます。

そこで、市報に有料広告を掲載することになりますと、ページ数の増加あるいは独特の広告デザイン掲載を求められるなど、見やすくわかりやすい紙面づくりには少なからず影響が生じるのではないかと考えられます。また、市報は情報を得たい人だけがアクセスするホームページとは異なりまして、市内の全家庭などに対する一方的な情報伝達手段でありますので、公共性や中立性が求められているものでございます。これらのことから、当面有料広告は掲載しないで市報を発行してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 榎津議員。

○榎津博士議員 第1問の答弁まことにありがとうございました。

まず、駅前の方からちょっと入らせて、第2問に入らせていただきます。私も何とか整備された駅前を活性化できないかと自分なりにいろいろ考えておりました。たまたまなんですが、昨年11月に開催していただいた学生議会の打ち合わせを行っていく過程で、ある校長先生からこんなことを言われました。プラスバンド部の発表会を神輿会館前広場でやりたいんだけど、使っていないだろうかという問いでした。私は大変いいことじゃないかということで、何とかそういうものを進めていけるものがないかというふうに考えておりました。

確かにお金をかけてイベントをやるのもありますけども、お金がかからない、そういう市民が活用できるものをこちらの方からやはり進めていかなければ、なかなか踏み切ってそこを利活用してくれないのではないのかなというふうに考えておりました。フリーマーケットやいろんなものは確かに屋外でありますから、天気のことを心配されますけども、そういうものを広く市民に伝えて、こちらから種をまいて花を咲かせてみてはどうかというふうに思っておるところでございます。

ですから、駅前のまちづくり委員会等の方にも行政としていろいろバックアップをしていただきたいとは思いますが、まずはそういうふうにやりたいと言っている方が市民にいますから、市報等を通じてこんなことを考えていると。有効に使ってくれるのだったら使ってほしいというような形から、毎月第何日曜日にはそういうイベントをやっているということで定着していくような形で持っていけないかなというふうに考えているところです。その市報等を使ってのこの方法をどのように考えているか、市長の御見解を伺いたいと思います。

今、市報についてお答えいただきました。私も同じことを考えて、大変難しいものがあるなど、有料広告については思っております。昨年の12月の質問後、市のホームページに市報の全面掲載をすぐしていただきました。そして、本年4月から他の自治体に配布していた市報の部数を大幅に削減していただきました。それらを考えると、市報はもう市民のための市報であるという観点から考えれば、市内の企業を市民にだけコマーシャルすればいいというふうには私も思っておりませんので、それはこれ以上述べることができません。

ただ、この地場産業の活性化というものを考えた場合に、市内の企業がどういう製品をつくって、どんなふうな取り組みをしているかというものがやっぱり私たち市民でもわからないものがあります。工業団地にすばらしい企業がどんどん立地されて、一体あそこは何をつくっているんだろう、そんな疑問もあるわけです。ある意味地産地消ということ考えた場合に、市民にも昔からある寒河江の企業やそういう新しい企業がどういうものをつくって、どんな考えで取り組んでいるかというものを、逆に広告ではなく、市報を通じてお伝えしていくような、例えばシリーズ化にして寒河江の企業と、元気な寒河江という形で伝えていくのも大切なことではないか、必要ではないかと私は思っておりますので、その辺について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

バナー広告につきましては、大変前向きなお答えをいただきました。皆さんも御存じだと思いますが、山形カロツェリア研究会というのがあります。これは山形の製品のブランド化に向け、企画から製造、プロモーション、販売までを統轄するコンセプターを核に、商品開発に取り組んでい

るプロジェクトチームであります。

この研究会は、山形市出身の国際工業デザイナー、奥山氏をコンセプターに、鋳物や木工、機械などの地場産業が技術を結集して商品を開発し、今年の1月にパリで開かれたインテリアの国際見本市、メゾン・エ・オブジェに出品し、世界のバイヤーやジャーナリストから大変な注目を集めたことが御記憶に新しいことだと思えます。

私たちの住む寒河江にも、その研究会のメンバー企業があります。一企業の枠を超え、世界で認められる山形でしかできない製品を製作し、国内ばかりでなく、世界を相手に販売の拡大を行う。そのことで現況からの脱却や地域産業の振興を行い、自らの道を自ら切り開いていく、やっぱりそういうことをもう考えていかななくてはならない時代に入ってきたんだなと思っております。

今、ITの時代にあって、無限の可能性に向け、グローバルな視野で寒河江ブランドを発信し、確立していかななくてはならないと考えております。ぜひ広告掲載取り扱い要綱や、それにかかわる運用基準を早期に制定していただき、でき得る限り寒河江の元気を全世界に発信していただきたいと思えます。

これで第2問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 せっかく整備したところの資産でございますから、これを生かすことはぜひ必要だということも私も言ってきたところで、述べてきたところでございます。先ほど議員からの御質問にございましたように、ただメイン道路ができた、いい道路ができたということで、四つの核と申しますか、これらを結ぶような大きなアクセスができたことは確かでございます。慈恩寺とかチェリーランドとか、そして駅前とか、そしてまたふるさと総合公園と、こういうふうに寒河江川から最上川を通じるところの道路としての重要性というものが非常に増してきたなというようなこの感じはするわけでございますし、幹線道路や高速道路とのアクセスも非常によくなったことも確かでございますけれども、通過道路になっては困るということで、この資源を生かそうということでございますので、おっしゃるようないろいろ使い方、自主的に広場なり公園なり、あるいは空き地等々を活用したい方がございましたならば、十分にこれを取り入れまして、市報に載せるとかあるいは広告するとか、いろいろPRしながら、利用したい方は何も行政に頼らなくともいいですから、十分資源を活用したところのあらゆるにぎわいなり、それから活性化を催すようなイベント等を出してもらいたいと思っておりますので、そういう窓口をどのようにして開設するか、あるいはどうして周知するかなども、なお一層工夫を凝らしていかなくちゃならないなと、このように思っております。

それから、おっしゃるようないろいろ寒河江の工業団地にいたしましても、新しく立地され、そしてまた工場の建設が進まれているわけでございますし、あそこで何をつくっているのか、どういう企業が張りついているのか、新しく増築しているのはどこの企業なのかというふうなことも非常にわからないままに発展しているということも一つあるかと思っております。

ですから、何も工業団地のみならず、すべて寒河江の内で動きのある情報というものを、これはやっぱり市報なり、あるいはその他の機会を利用して、そして知ってもらう。そしてまたそのことで、お互いが情報を得ることでの活用と申しますか、そういうことがよりできればなど、このように思っておりますので、その辺のことも十分これから意を用いて考えてまいりたいというように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○新宮征一議長 榎津博士議員。

○榎津博士議員 ありがとうございました。

それでは、少しでも前進できますように私も努力いたしますので、よろしく願いして質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

松田 孝議員の質問

○新宮征一議長 通告番号3番について、6番松田孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してある問題に関心を持っている市民を代表して質問いたします。市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号3番、今後の寒河江市下水道整備について、以下の3点について伺いたいと思います。

初めに、全市公共下水道の現状と事業完了の見通しを具体的にすべき点であります。市民生活の基盤をなす下水道整備に関しては、寒河江市生活排水処理基本計画をもとに、過去5年ごとに改定を実施し、基本的な方針を示してきました。市民本位の市政運営からすれば、やむなく計画の変更、休止となれば今の時点で明らかにし、あわせて今後の事業計画を明確にすべきです。そのことによって市民はむだのない、よりよい生活設計を立てることができます。下水道未整備地域に対し、早い時期に具体的な計画を示していただきたいと強く求めるものであります。

さて、本市は昭和52年から公共下水道に着手し、以来29年の長い年月と巨額の財政投資により、17年度末現在の水洗化率は85パーセントになっており、2万5,125人の市民が利用し、その恩恵を受けています。昭和58年10月に公共下水道の供用を開始して以来、17年度末で処理区域面積は854ヘクタールまで整備が拡大してきましたが、下水道区域内全体の接続戸数率は89.8パーセントと横ばい状況であります。

特に特定環境保全公共下水道事業で着手し、完成した三泉地区では、下水道への接続戸数率が現在34.9パーセントと低く、約6割の家庭で下水道への接続をしていない状況であります。その理由として、生活環境改善で個人型浄化槽を設置して間もないこと、高齢世帯の増加や家屋の老朽化、さらには改造資金や使用料金の負担の問題を抱えている状況であります。

公共下水道は、接続して初めて使用料金が下水道事業経営の財源となります。ところが、多額の費用を投下したにもかかわらず、未接続で、投資効果が見えないなどの理由から、これまで継続事業として進められてきた事業が先送りされています。そこで、公共下水道への接続率向上のための具体的な対策と数値目標をどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、当初の生活排水処理施設整備計画の中で、下水道整備手法について、将来はそれぞれの地域の中で整備手法が選択され、地域別に事業を推進し、最後にはほぼ同時期に整備が終了するような計画のもとに進めることが、寒河江型の下水道整備方式と考えられるということでもあります。しかし、現実の一部を除き、中心部が集中的に整備され、周辺部は年ごとに先送りや休止状態になるなど、地域的公平性を欠く状況が続いております。

また、これらの対策として、下水道整備が後年度になる地域については、浄化槽の個別処理施設による処理を推進しています。国と市からの補助金は設けられていますが、浄化槽の設置費用は設置者であります。それに保守管理や清掃費、汚泥処理までも負担となっており、地域間、住民間の公平性が問われてきています。

そこで伺いますが、下水道事業認可区域の事業完了の見通し、さらには下水道の全体計画区域の未事業認可の時期、また事業完了見通しについて具体的に伺いたいと思います。

次に、膨大な事業費の確保の見通しについて伺います。

国の三位一体改革が断行され、地方交付税の減額で各地方自治体は深刻な歳入不足に陥っています。特に寒河江市は、これまで大型事業を立て続けに実施してきた結果の公債費償還がピークに差しかかっており、財政が深刻化しています。そのために小規模事業の休止や福祉、農林関係補助金の減額や廃止などを次々と実行しています。こうした中で、長期にわたる膨大な下水道整備の事業費の確保をどうするのか、その見通しについてお伺いいたします。

また、事業計画に基づいて、長期の財政計画を立案されていると思いますが、17年度末までの総枠の事業費は幾らか。さらに、寒河江市は田代、幸生を除き全市公共下水道を整備するとしていますが、今後予定されている事業費は幾らか伺いたいと思います。

最後に、市町村設置型合併浄化槽の事業化を検討すべきことについて伺います。地方財政が非常に厳しい中で、全国的に下水道から浄化槽など、他の処理施設に整備手法を変更する動きが起きています。本市でも全市の公共下水道整備計画があるからという理由だけで、強引な整備を行うのではなく、きちっと将来的にも維持運営ができるかどうかを協議する時期に来ていると考えます。

先日、日本共産党市議団は下水道の早期普及と財政軽減の両立を目指し、整備手法の見直しを実施している酒田市を訪問し、酒田市の生活排水対策事業の取り組み状況を視察してきました。酒田市は厳しい行財政状況や社会経済情勢の変化、求められるコストの縮減などから、見直し部会を設置し、その中で全市生活排水対策の整備手法、経費の対比などに検討を重ねてきたと言います。その結果、自治体負担と住民負担の少ない市町村設置型合併浄化槽事業を地域住民の理解のもとに、平成13年度から継続事業として実施しています。

この事業は、環境省の補助事業を受け、市が個人の土地を無償で借り、浄化槽を設置して、使用料を徴収して、市が浄化槽を管理していくというものであります。全国的にこの事業に着目し、17年度4月1日現在、218市町村で実施をしています。これらの自治体では、公共下水道が周辺部に延伸することで、膨大な経費がかさむことから、財政軽減と下水道整備のスピードアップを図るために、整備手法の見直しをしています。本市においても、国、県との調整を速やかに行い、全市公共下水道計画を改め、自治体や住民の財政負担の少ない市町村設置型合併浄化槽事業などを組み合わせて、現実的に可能な事業に転換すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺って第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まずは、三泉地区の接続率向上のための具体的な対策と、あるいは数値についてのお尋ねがございました。

現在の三泉地区の17年度末現在の水洗化率は31.4パーセントでございます。このように低い水洗化率のための未接続者に対しましては、家庭や事業所を訪問いたしまして、早期に接続されることをお願いしておりますし、今後とも積極的な普及活動に努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、地域的なバランスを保つためとか、あるいは全市の下水道の普及というふうなことをねらいながら見直しというふうなことのお話でしたが、下水道の事業認可とまず計画区域について申し上げます。

昭和52年に下水道事業を採用するに当たりまして、全体計画区域を当初1,100ヘクタールで計画いたしました。その後、3回の変更を重ねまして、現在は公共が1,249ヘクタール、特環が551ヘクタールの合わせまして1,800ヘクタールを下水道の計画区域としておるわけでございます。このうち事業認可区域は1,160ヘクタールでございます。この事業認可区域のうち、鹿島、八鍬地区を除く地域の完了予定は平成23年度を予定しておるところでございます。残る計画区域は640ヘクタールになるわけでございますけれども、未事業認可区域の認可につきましては、当面は考えておらないところでございます。

さらに、17年度末までの現在の事業費総額ということになりますと、浄化センターを含めた公共事業費と、それから特環事業費を含め、合わせました事業費ということを見ますと、約317億円でございます。また、今後の事業費の確保の問題についてのお話もございましたが、これからの見通しということになりますと、今申しあげましたように、事業認可されている区域については、23年度までの事業としておりまして、それ以外の区域については、当分事業認可を見合わせる考えでございます。

それから、現在の下水道計画を改めまして、市町村設置型合併浄化槽事業との組み合わせで事業を推進してはというふうな御意見もございました。

市町村設置型合併浄化槽事業を行うということになりますと、当然浄化槽を設置した管理者である市に排水路、それから排水路の堆積物などの維持管理の問題で、排水路整備等への膨大な財政負担が懸念されることがまずあります。さらには、現在の公共終末処理場の施設は全体計画の中での処理量を想定しての整備でございます。仮に途中で一部地区について市町村設置型の合併浄化槽に切りかえりとした場合、その事業費に対する起債とか、それから公共の終末処理場整備の起債、これらの二重起債というようなことになるわけでございまして、非常に難しく、問題を抱えることとなります。現在のところ、市町村設置型浄化槽の事業というものは行う考えは持っていないものでございます。

以上です。

○新宮征一議長 松田孝議員。

○松田 孝議員 第1問に対し、答弁ありがとうございました。

第2問に入らせていただきますけども、当初この下水道の未接続に対して、三泉地区ばかりでなくて、全体の取り組み方をお聞きしたんですけども、三泉地区に限定してでありましたけども、大分家庭を訪問して、それぞれ対応して、徐々に整備率は、接続率は上がっておりますけども、この事業をするに当たって、やはりもう少し慎重な対応をすべきではなかったかなと思っております。

これだけ、合併浄化槽が生活環境の中で必要性を求められてやってきたわけですから、各家庭で。もう少しこの家庭の実態を、あるいはアンケートなりをとって、やはりきちっと対応すればこういう問題というか、接続率が低下しているような状況がなかったのではないかと思っておりますけども、もう少し今後この下水道整備する方向であれば、この辺を住民との対話の中できちっと対応していくというか、意見を聞いて今後進めていくべきと思いますけども、この辺について市長のまた再度今後の見通しを含めてお願いしたいと思っております。

あと、この下水道整備の具体的な計画が全く示されておりませんが、実際今特環にかかる部分が非常にみんなどうなるんだということで、市民は考えているわけです。それに対して、本来ならば短期の整備計画あるいは中期の整備計画、長期の整備計画をある程度やっぱり市民に示していただかないと、市民の生活設計が成り立たないわけです。事業を推進する行政が、その方向はきちっとやっぱり示していかなければならないと思うんですけども、この辺今の認可区域だけはある程度、23年まで見通しをつけているようですけども、それ以降についてどうするのか。

特に鹿島地区なんかは、この認可区域に入っているわけです。それが先送りされているというふうな今の答弁の中にありましたけども、実際、ではこの部分についてどうしていくのか。これを正確にやっぱり示していかないとと思うんです。住民は待っているんですよ、全員ではないかもしれませんが。それで、やはり新築だの、家屋の状況を変えとか、そういうことを待っている方もおるんです。ですから、そういうのをきちっとやはり示していただきたいと思っておりますけども、できれば短期ぐらいは具体的な説明をお願いしたいと思っておりますけども、この辺についてよろしく願います。

あと、この下水道にかかわるこれまでの事業費は317億ということでありましたけども、今後今の計画ですと27年ぐらいの見通しを持っているわけですが、この事業費はおおよそ幾らか。これは今答弁なかったようなんですけども、そしてこの事業計画に対して財政計画というのはある程度3年間の実施計画の中にありますけども、その後の計画はどうなっているのか、その辺もお伺いしたいと思っております。

これまで公債費も随分ふえて、下水道だけで129億ぐらいになっておりますけども、今の下水道の特別会計見ますと、まず5割、半分ぐらい、へたすれば来年度以降は6割ぐらい、公債費の償還に回す状況になっておりますけども、それでもやはり今下水道の全体計画整備があるからということで、一応基本的には下水道整備の手法でいくという、市長は言いますが、この財源を確保できるのかどうか。これを伺いたいんですけども、これが全然示されてなかったわけですが、この辺についてもう少し事業費の内容についてお伺いしたいと思っております。

それから、市町村設置型の合併浄化槽の事業化については、今のところいろいろありましたけども、排水路整備とか、あと施設全体の下水道整備計画の枠の中で整備をしたもんだから、この起債、国に返還するような話もありましたけども、当然この辺は議論になる問題ではないかと私も思っております。

しかし、今国全体で財政が非常に厳しい中で、今求められるのはやっぱり見直しをどこまでやるか。それが非常に財政面から見直しするか、よく継続してするかというのはいろいろな問題ありますけども、やはりこの時点で平成8年度に下水道の整備計画がありましたよね。この中では、結局1問でも話ししましたけども、全体計画は一つの手法ばかりでなくて、いろいろな手法を取り入れて、全体が結局全面的に、あるいは期間内に納めていくという方針でありましたけども、その原点に戻る必要あるんでないかなと思っております。

今実際お話を聞きますと、このままでいくとこれからの先の事業計画がほとんどめど立たない中で、下水道整備計画はどうなるんだということを市民は非常に興味持っているわけです。ですから、この辺について下水道整備をスピードアップするのか、あるいは切りかえて別な方法で選択をしてスピードアップしていくかということを、今のこの時点で検討すべきだと私は思うんで、これを提案したわけです。

やはり酒田市の状況を見ますと、非常に普及率が上がっているんですね。ですから、市町村型設置のメリットについては、当局の方にも資料を渡してあります。これ見ますと、非常にメリットが大きいんですね。やっぱり設置費用に対して国庫の負担対象となることから、住民負担、これが1割ぐらいで済むんですね、全体の。100万かかるとすると、10万ぐらいで済みます。今合併浄化槽を個人型のを整備していますけども、これ今大体補助金もらって設備すると140万近くかかるんですね。ですから、100万ぐらいへたすれば個人負担、今なっているわけです。ですから、100万の1割で住民は設置できるわけですから、この辺をやっぱり財政も大変だから、あるいは住民の負担を軽減するためには、これらの制度を活用すべきだと私は思っています。

各県などもいろいろな取り組みをして、島根県などもやっぱり山間地域対策として、県あたりが随分力を入れて、県の補助まで出してこの整備を推進しているんです。山形県も斎藤知事は今回個人型の合併浄化槽の補助金を廃止していますよね、県費の。この対案として、市町村型合併浄化槽の推進を今進めようとしております。ですから、今下水道整備がおくれていく中で、やっぱり地域間の公平を保つためにはこういう制度を利用して、スピードアップして、やはり環境をよくしていくことが行政に今求められていると思っております。

ですから、これはいろんな今まで市長の答弁ありましたけども、問題はあります。でも、切りかえることによって、それぞれ国、県あたりの対応も変わってくるし、ですから十分これは可能だと思います。農集排なども一時かなり各市町村で進みましたけども、あれも一応今まではその地域に処理場を設置してやる方針でありましたけれども、やはり各自治体からの要望などもあって、下水道の方の整備と一体にしてつなげるような規制緩和などもいろいろ変わってきております。

ですから、その都度その都度そういう状況にあわせて、やはり住民のメリットあるいは自治体のメリットを十分検討してやっぱりやるべきだと思いますけれども、実際今下水道整備を先送りするような状況であります。ですから、この際、この期間内に住民アンケートをとるなりして、あるいは市町村合併型と下水道の経費の試算をして、やはり対比をしてどういう方向に進むかということ

をきちっと対応すべきと思いますけども、その辺について市長の見解を伺いたいと思います。
第2問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 これまでも申しあげましたけれども、下水道の計画区域は1,800、そして認可しているのが1,160、未認可が640、合わせますと1,800です。そして、認可しているところの1,160のうち、公共部分が1,067、特環が93と、こういうことになっております。そして、この寒河江市の下水道というようなものは、平成8年に考えたところの生活排水処理施設整備計画というものによっておりますけれども、公共下水道と、そしてまた特環と、それから合併浄化槽と。もしくは農村集落、農村集落は特に取り入れませんが、これは分けて、公共下水道と特環と合併浄化槽でやりましょうと、こういうことに制定しております。

そんなことで、結論から申しあげれば、先ほども申しあげましたけれども、当面計画区域の変更というものはやるつもりはございません。それから、事業の認可区域の拡充も、当分これも考えておりません。

それから、議員がおっしゃるところの市町村型の合併浄化槽、これを取り入れることはできません。やろうとして考えてはおりません。と申しますのは、先ほどの1問でも、合併浄化槽にも公共型と個人型とあるのでないかと。じゃ、公共型と個人型とのメリットも考え、ならばそちらの方に移行してはどうかというような御意見がありましたけれども、確かに個人設置ということと、市町村設置ということを考えれば、住民負担は安い。そのかわり、自治体負担は倍以上になると。国庫補助も若干高くなると、多くあるというようなことはございますけれども、じゃ先ほど申しあげましたように、寒河江市は公共と。その公共の中での一般公共と特環ということで進んできて、また処理場もそれにあつたところの計画に沿った処理をやっておるという中で、じゃまたできるのかどうかと。それから、今まで単独あるいは合併浄化槽に対して市が補助してきたものとの整合性というふうなこともどうなのかというようなことをいろいろ考えなくちゃならないと、このように思っておるわけでございます。

ですから、市町村型合併浄化槽というふうなものを、これを今の寒河江市に取り入れるというふうなことになりますと、非常にいろいろ先ほど申しあげましたけれども、問題がございます。そもそも下水道基本計画なり、全体計画の見直しというものが必要になってきておりますし、それから国庫補助金の返還も出てくるんだということを申しあげたいと思っております。下水道全体計画区域の面積減少に、浄化センター用地や下水道幹線管理の課題、投資分の補助金の返還分が伴うわけでございますして、全体計画変更の次年度に一括返還ということが出てくるわけでございます。

それから、全地区の浄化槽を市で管理するということになるわけでございますので、いわゆる排水先の管理者との調整が必要になります。いわゆる排水路、それから排水路の堆積物などの維持管理というものが当然市で行わなくちゃなりません。そういう財政負担が伴いますし、国県道の道路管理者あるいは土地改良区との協議というものが必要になっております。

それから、じゃ今市民型の公共下水道の、今度市町村型の公共下水道の方を導入した場合に、いわゆる未認可地域の公共下水道を導入するというふうなことになりますという問題が出ているかと、そういうことも考えなくちゃならないわけございまして、今申しあげましたように、市町村のそういう方の浄化槽も債務を受けなくちゃなりません。さらに、公共下水道の起債も受けなくちゃな

らないということは、全体的にできることにも……聞いてろ。

○新宮征一議長 静かにしてください。答弁中です。

○佐藤誠六市長 ですから、後年度に公共下水道事業を実施することは非常に困難でございます。

それから、公共下水道でございますけれども、これも今申しあげましたように、これまでの全体計画の中で処理しているわけでございますけれども、それを途中で変更するということになりますと、これまでの起債と、それからこの終末処理場整備の起債との二重起債というようなことの問題が出るというようになるわけございまして、大変非常に難しい問題が出てくるということでございます。要は現在の単独浄化槽を合併浄化槽に切りかえる、合併浄化槽を今度は市が帰属して、そしてそれを市が管理運営しなくちゃならないと、こういうことになります。

合併浄化槽の分は処理場の方には全然関知していないところの処理場利用と。あるいは起債利用というようになっておるわけでございますので、今言ったような諸問題を発生していくよと。それから、管理運営上今度は負担金の問題、あるいは使用料の問題が全部市が負担しなくちゃならないと、こういうことでございますので、ですから途中で切りかえてはどうかというようなことでございますけれども、先ほど結論的に申しあげましたように、切りかえることは考えておりませんので、今のようないろいろな諸問題も議論する必要は私はないと、このように思っております。

それから、ですからアンケートをとれとか……とりましたけれども、その必要は私はないと思っております。ですから、全く新設に、寒河江のようにこういう計画を立てておるところと、最初から合併浄化槽ということに分けて考えておる、これは市町村との違いはあるんだということを、これはしっかり御認識いただきたいなど、このように思います。

それから、現在やっているのが23年までは一応かかると思っておりますが、今手がけているところは、20年で終わるかなと、このように思っております。それで、18年から23年までの総事業費は約50億ぐらいかなと、このように思っております。

以上でございます。

○新宮征一議長 松田孝議員。

○松田 孝議員 今いろいろあったデメリットみたいな話ありましたけども、今結局住民が求めているのは、生活環境、下水道整備をどうするかという議論なんです。それが先の見通しも立たないまま、どういう方向で具体的に示していないわけですから、もう少しその辺を示してだったら市町村型をとりやめるといふか、考えないという方針はありますけども、実際整備計画が具体的に中期、短期のでさえ詳しく出ていない状況で、これからどうするのか寒河江市はと住民から聞かれたとき、どう我々は答えるのか、非常に問題であります。

ですから、その対案としてこれを出したわけですから、やはりこれらのメリットは十分私はあると考えております。ですから、この辺再度やはり当局で検討して、今市長の考えはずらずらといういろいろなデメリットを数多く並べましたけども、そのデメリットなんていうのは、県や国との調整で幾らでも私は可能だと思います。

ですから、各217市町村で実施しているのは、見直しを農集から市町村型あるいは下水道から市町村型に一部で切りかえております。事実、そういう取り組んでいるんです。寒河江市でも行政改革の中では、このことについては一言も、下水道あるいは病院、水道なんかに対しては具体的な対案というか、いろいろな行政改革の中で改革していく方向性は全然出ていませんけども、今やはり細々と削るより、こうしたいい制度があるんですから、十分これは検討の値に当たると思っております。

ですから、ほかの市町村でも下水道と市町村型と、いろいろコンサルタントを頼んで対比をしている、対比して試算している自治体もあるんです。ですから、その辺をもう少し十分検討する時期に来ていると思っております。やっぱり当初の平成8年度の施設整備計画の中では、公平に整備をしていくという基本的な考え、この原点に今やはり戻って、具体的な見直しをして、やはりできるだけ住民に負担をかけないでスピードを図っていくというのが、これを基本に据えて、今からの財政運営はやっていかなくちゃならないと私は思いますけども、その辺が全くないんですね。

そして、下水道は先送り、じゃ寒河江市の環境整備計画、基本計画いろいろありますけども、それに基づけば上流からやはり汚れた水をどんどん流して、それで環境が整うんですか。本来ならば上流をきちっと対応して、下流の整備は後からでも本当はいいんです。だから、本来ならばだから下水道は下流からしかできないです。ですから、山間部に対しては、やはり単独の個人浄化槽ではばらばらです、実際は。水質管理から何かいろいろ今問題になっておりますけども、ばらばらです。ですから、市町村型であれば、ある一定の水質基準は私は保たれていくと思っております。

ですから、そういう面でももう少しきちっと、考えがないから、そして下水道の整備計画がないからということでは、私は住民が納得しないと思います。その辺を十分検討した上で、今後の下水道整備計画をもう一回見直しを図って、そして問題点は国、県を挙げて、市長自らその先頭に立って、山形県では見直しをこういう形で寒河江ではやっていくと。そういう方針を示せばみんな同調して、これは簡単に起債が何だかんだと言いますけれども、そんなことは十分解決していく問題だと私は思っております。その先頭に立ってやってくださいよ、市長。下水道をやらないんなら。やらないとは言っていないんですけど、先送りするのならね。この間に、今の計画では平成20年度まで、特

環部分は全く白紙状態です。その間にやはり十分議論する時間はありだと思います。

ですから、住民のアンケートもとらないなんて言っていたけども、住民の意識を聞く場を確保して、それなりの施策変更、見直しをしていただきたいと思いますけども、その辺について再度見解を伺って私の質問を終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 先ほど結論を申しあげたところでございまして、都市計画変更の拡大は考えておりません。

それから、事業認可も、それも、事業認可面積の変更も、これも考えておりません。

それから、公共型の浄化槽と、こういうものは先ほどいろいろ小難しいような話と受け取られたようでございますけれども、全く小難しいのでございまして、大変なんでしょう。非常に実際やろうと、あるいはこれを切りかえていくというと、大変な問題がございまして、住民等の理解もあるのだろうし、それからこれまでの下水道計画、根本的に直さなくちゃならない。そういうことがありますし、そして現在は……（発言する者あり）

○新宮征一議長 静粛に願います。

○佐藤誠六市長 現在は、合併浄化槽が欲しいという方にございましたならば、全部これは予算化して、そして受け入れられております。希望者は全部合併浄化槽でやっております。18年度から県の補助金は廃止されましたけれども、その分を市が負担して、そして合併浄化槽の整備を行っております。ですから、態度としてははっきりしておりますから、今の考え方をこれから市民に通知することは、これは当然やぶさかではございません。

ですから、公共型の市町村設置型の、今までの個人型と、それから今回の公共型だけを比べれば、これは住民の負担は少なくなります。ですけれども、現在は公共下水道、その中には一般公共下水道と、それから特環と、こう進んできておるわけでございますから。そしてまた、それがまだ範囲及ばないところは合併浄化槽の補助をとということで進んできておるわけでございますから、それを組み直すということは、先ほどいろいろ申しあげたような諸問題を抱えておりますので、まずできないと、こういうことでございます、難しいと。できないとかということじゃなくて、非常に難しいと。

ですから、寒河江市でやっている方法と、それから他市町村でやっているところをごっちゃにしてお話を申しあげておるようでございますけれども、最初から市町村型ということと、あるいは公共下水道と、こう入ってきているところとまた寒河江市の場合は違うんだということをはっきり御理解いただきたいと、このように思っております。

ですから、コンサルかけてとかというような御意見もございましたけれども、2問でも答弁申しあげましたように、コンサルの必要はかける問題ではないと私は思っております。

以上です。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前 1 1 時 0 0 分

再 開 午前 1 1 時 1 5 分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木賢也議員の質問

○新宮征一議長 通告番号4番、5番について、9番鈴木賢也議員。

〔9番 鈴木賢也議員 登壇〕

○鈴木賢也議員 おはようございます。

緑政会の一員として、通告番号4番、5番について、簡潔明瞭に質問いたします。

初めに、街路樹の維持管理についてであります。街路樹育て隊の育成について伺いいたします。

緑化フェアから4年、全国的に大きなイベントが開催されると、その地域の知名度が一気に上がり、交流人口もふえ、経済効果も期待されます。イベント終了と同時に沈静化してしまう多数の事例なども見られますが、寒河江市では年間を通したいろいろな施策の展開によって発展してきました。

第5次振興計画大綱の中で、市民自らの手による地域、社会を創造する中で、市民参加による協働のまちづくりが求められております。これまでも市民の方々のボランティア活動による花の植栽や、グラウンドワークによる公園整備管理を行ってきました。今年は新たに約120団体、約6,000人のさがえ街路樹育て隊が結成されました。街路樹の管理のためのボランティア団体や、グラウンドワークの組織ができたことは、協働のまちづくりを行う上で、全国的にも類を見ないすばらしい組織と企画であると思います。

しかし、木の管理や維持は花の植栽とも大きな違いがあります。剪定や施肥管理、消毒など、また地域、場所での管理は専門職でないとうからない点多々あります。いろいろな管理作業が長時間になることも考えなければなりません。それでも街路樹育て隊を継続して発展するよう、誘導していく努力が重要であります。そのため、街路樹育て隊が木の管理や維持をやりやすくするための講習会の実施や、それぞれの街路樹に合った管理マニュアルなどを作成する考えはないか伺います。

次に、道徳観、倫理観の教育について、寒河江市民さくらんぼ憲章を小学校から唱和することについて伺います。

第5次振興計画の中で、21世紀を担う人材の育成に当たり、美しく豊かで元気な心をはぐくむ人づくりが目標となっております。このため、学校、地域、社会が一体となり、子供たちの豊かな心と創造力をはぐくむ仕組みの構築が重要であります。その源泉となるのが奉仕の精神、そして自然に対する感謝の念であります。奉仕の精神や社会とのかかわり方などを実践的に学んでいくことで、子供たちは思いやりや感謝の心を身につけ、社会の一員として責任感を自覚していくことになると思います。そうした基本的な精神というものが、昭和52年に策定された寒河江市民さくらんぼ憲章にうたわれたものと考えております。

そこで伺います。郷土を愛し、次代を担う子供たちの育成を進めるために、寒河江市民さくらんぼ憲章を小学校の集会などにおいて児童自ら唱和してはどうか、教育委員長の考えをお聞きしまして第1問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市ではこれまで多くのグラウンドワーク活動を展開し、フラワーロードや花いっぱい活動、公園整備やホテルの里づくりなど、市民と企業、行政が一体となって、自分たちが住んでいるまちは自分たちできれいにしていこうというまちづくりを進めてきました。このグラウンドワーク活動を街路樹管理にも生かすことができないかということで、街路樹が最も多い若草のみちを含めたところの工業団地内の道路において進めたいと考えたところでありました。

そのため、寒河江工業団地連絡協議会の企業、緑町、仲田の町会、寒河江工業高校、交通安全協会西部支部、寒河江市技術振興会で構成する若草のみちをお願い申しあげたところ、快く賛同していただいたところであります。若草のみちでは、企業65社、五つの町会、工業高校、交通安全協会、技術振興協会で約3,900人から加入していただきました。

育て隊の主な活動としましては、街路樹の手の届く範囲内での枝の剪定、植樹柵内の花の植栽や除草、街路や歩道の清掃、簡単な病害虫防除作業、道路が壊れているなどでの道路管理者への情報提供などがあります。早速平成17年の9月28日に団体町会の代表者に隊員証の交付を行い、10月には若草のみちと中央工業団地内の市道の除草活動を開始していただいたところであります。その後、平成18年の4月までに新たに市街地で街路樹のある地区の沿線の各町会、農事実行組合、企業及び商店街など、53団体、計2,300人の方々が加入していただきました。合わせますと、71企業、46町会、1高校、8団体で約6,200人が加入されていることとなります。

これまで、すべての団体に除草活動や剪定作業を行っておりまして、特に石持地区や柴橋地区の果樹園が連続している場所にある街路樹は、隣接する農業団体や地区において、病害虫防除作業を行っていただいております。今後街路樹がある地域において、未加入の団体もありますので、隊への参加をお願いし、さらなる活動の輪を広げたいと思っております。

御質問の樹木専門家によるところの剪定作業や病害虫防除方法などの隊員講習会や街路樹の樹種、種類に応じたところの管理マニュアルを作成いたしまして、管理作業に役立てていただくように隊員に配布してまいりたいと、このように思っております。

この街路樹育て隊というのは、花、緑、せせらぎで彩るところの寒河江を支えるところの、育てるところの大きな市民団体、大きなサポートとなっておりますので、本当に感謝申しあげておるところでございます。ますますこの活動が活発になるように、いろいろな手だてを講じてまいらなきゃならないと、このように思っております。

以上です。

○新宮征一議長 教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 寒河江市民さくらんぼ憲章を小学校で唱和してはどうかということについてお答え申し上げます。

次の世代を担う人材を育成するために、子供たちが美しく、豊かで元気な心や郷土を愛する心をはぐくんでいくということは、大変重要なことであり、そのためにも市民一人一人の誓いとして制定された市民憲章は大切にしていかなければならないと、このように考えております。

現在、市内の小中学校では、教室内などに市民憲章が掲示され、常に児童生徒の目に触れ、それが意識化されるようにしております。また、小学校の3年、4年生用の社会科の副読本、「わたしたちの郷土」にも市民憲章を掲載し、授業の中でも折に触れ、指導できるようにしております。このように、児童はこの副読本を活用した社会科の授業などを通して、寒河江らしさや本市のよさに気づき、郷土の発展を願いながら、この市民憲章についても学習しております。特に市民憲章に高らかにうたわれておりますいたわりや感謝の心、奉仕の精神を養うために、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などでは体験的な活動を重視して、活動が終了した後に児童が実感と納得を伴いながら、それが内面的な理解が深まるよう、教育活動全体の中で取り組んでおります。

例えば、それは各学校における特色ある活動などにもあらわれています。小学校では1年生から6年生までの異なる学年の子供たちが一緒になった、いわゆる縦割り班活動を行ったり、交通指導員さんに感謝をする会を行ったり、音楽集会などを行ったりしております。中学校においても、病院への花飾りや地域のクリーン作戦、歩道への花いっぱい運動などのボランティア活動を行っております。さらには、決まりや約束を守るなど、日常的な場面でも指導をしています。これらの具体的な活動を通して、寒河江の市民憲章のねらいにも確実に近づいていっていると、このように考えているところです。

議員の御質問にありますように、もちろん唱和をして意識化を図ることも大切だと思いますが、将来の人格を形成していく小学校、中学校の時期におきましては、さまざまな事例を体験しながら、自分の行為や考え方と市民憲章にうたわれている精神とで対話を重ねて、実感のある納得を積んでいくことが子供の人格形成にとってより大切だと、このように考えます。

今後も、教育振興計画の中にも市民憲章の精神を盛り込むなど、郷土を愛し、未来の寒河江市を担う子供たちの育成を進めるために、子供たち自らが市民憲章に触れたり、対話をしたりする機会をさらに多くつくり、子供たちが自ら活用できる分野を広げたりできるように配慮してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○新宮征一議長 鈴木賢也議員。

○鈴木賢也議員 答弁ありがとうございました。

やはり、4年前の寒河江市と新庄市で行われました緑化フェアにおきまして、それから寒河江の方は継続した施策、またイベント、花、緑の植栽などで、他市町村に類のない施策においてすばらしく発展してまいりました。また、市長の花・緑・せせらぎ推進課を設置したことも見逃すことができない一因であると思っております。

東根市においても、わがまち街路樹里親制度がありまして、5年目になりますけれども、2,300本の街路樹のうち、里親になっている木が587本でありまして、活動人数も674人、25.6パーセントになって、ようやく5年になって芽生えてきたというのでありまして、この制度は周辺の道路、ガードレール、側溝の破損などを状況報告したり、街路樹が生い茂って道路の見通しが悪い、剪定してくれということで要請する、こういう仕組みでありますけれども、やはりこういう組織であっても、拡大していくには大変なことのようには思われます。また寒河江の街路樹育成隊とは格段の差がありまして、やはり寒河江の街路樹育て隊の、こういうような面でも大変な仕事でないかと思っております。

また、我々緑政会に要望がありましたので、その中でやはり街路樹が大きくなって大きさがどのぐらいが適当なのか。また、管理、消毒がわからないということで、また根上がりして歩道が壊れている、車の通りに支障を来しているということが、要請がありました。市長の答弁のようにしていただければ、大変なことですが、隊員も頑張っていくと思っております。花咲かフェアINさがえが大変忙しく、終わってからでも十分検討していただきまして、実行できるようにお願いします。

また、2問のいろいろ対話をして、子供たちもよい子供になるという話でございますけれども、やはり今我が権利ばかり主張して、ほかの人の心に欠けた自己中心がはびこっているように思われます。最低限の規則や法さえ守っていれば何をしてもよいというものではないと思います。人間として、本来享受すべき道徳観、倫理観を忘れてはならないと私は思いました。

その中で、最も憂慮すべき問題が、あすを担う子供や青少年に対する教育のあり方ではないかと思っております。核家族の進行、地域社会の衰退によって、三つ子の魂百までもという人格形成に今多大な影響を及ぼす情操期に、社会と交わる機会が少なく、ひとりよがりでも身勝手な人間を生み出す大きな要因になっているかと心配しております。

子供のしつけは、昔は大勢の家族と地域社会が一体となってきたものであります。その中の一つに、しかられて自らの行動を省みる、その中で自然に自分と違う立場の人の身になって考えると。想像力を身につけるものであります。周りの大人の所作をまねすることで礼儀作法を学び、集団の中で生きるルールを体得したものであると思っております。今はだれもしかられなくなり、しかることを忘れてしまったようであります。

学校教育の問題は、要は問題を解く知識に今まで頑張ってきた。また、企業は人物より人材を求め、仕事一辺倒の成長と経済効率だけを重視してきたことが今になっております。その結果、社会全体がほかの人を尊重する思いやりや、心や想像力を欠落することになり、子供、青少年を将来にわたってともにはぐくんできていこうという意識をなくしたように思われます。このようなど

きに、日本人古来の養われてきた道德観、倫理観の精神美徳が芽生えるような教育が大切ではないかと思えます。教育委員会の、子供が対話して素晴らしい子供にできるよう実行していただきまして、素晴らしい子供たちをはぐくむことを念願いたしまして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

佐藤良一議員の質問

○新宮征一議長 通告番号6番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

○佐藤良一議員 通告番号6番に対して質問いたします。

もったいないという言葉は、もはや国際語になりつつあります。これはアフリカの女性で環境大臣でありました方が、我が国の国際会議に出席され、物を捨てる人の多さに驚き、もったいないと言ったことがマスコミに大きく報道されてからであります。

折も6月は環境週間の月であります。今までは捨てていた産業廃棄物が、お金のかかる時代なのです。これまでは、産業廃棄物を再利用している代表的なものは古紙ではないでしょうか。県内でも、産業廃棄物を資源としたものを山形県が認定したりサイクル製品が発売されています。我が寒河江市の公共下水道の汚泥は、高い料金を払って民間の最終処分場に埋め立てているのです。

我が寒河江市の公共下水道は、昭和52年管渠埋設工事並び終末処理場の建設工事に着手し、昭和58年10月1日、寒河江市公共下水道の供用開始になったのであります。あれから22年余りたちましたが、寒河江地区、南部、西根、柴橋地区一部、また三泉地区と管渠埋設工事が行われ、住民の受益者負担金もあり、寒河江市でも住民のために水洗化工事に対し、改造資金やあっせん利子補給などが行われております。何せ公共下水道には莫大なお金がかかるわけでありまして。今年3月まで総工費では幾らかかったのですか。水洗化された戸数、面積は幾らなのでありましようか。

我が寒河江市でも昭和40年初めころまでは、トイレのものは畑の肥やしに使われていたものであります。それが衛生的でなく、し尿のくみ取りが行われ、それでも文化的な生活をするために、下水道工事に着手したと思われる所存であります。

消費税も、平成元年に3パーセントから平成8年に5パーセントに上がっています。毎年1回、終末処理場において下水道の水洗化の普及のために、下水道フェアも行われています。一般家庭や工場から私道、市道、県道、国道、道路に埋設された下水道管を通して汚れた水を最終終末処理場に集められ、きれいに処理され、山形県の母なる川である最上川に流されているのです。これまでは住民もわかっているはずですが、下水道の汚泥の処理にまでは余り関心はないのではないかと思います。

昭和58年に終末処理場の供用開始以来、今日まで下水の汚泥は民間の最終処分場で埋め立てされています。昭和58年から平成8年までは村山市の大淀に、平成9年から11年までは舟形町の長沢に、12年から17年までは中山町の土橋地区、今年には村山市の富並地区にと、場所を4回変えております。佐藤市長になってから四つの民間処分場に運ばれておりますが、何せ下水道の汚泥に当たり、最終処分場までの距離が遠くなれば運搬費もかさみ、埋め立て費も毎年上がっているのではないのでしょうか。今年だけで、汚泥の処理費は幾らになるのでしょうか。毎年下水道の汚泥分は幾らになるのでしょうか。下水道の使用料金もいつか値上げがあるのではないのでしょうか。市長の考えはどのようでありますか。

全国に見ても最終処分場の建設に当たり、住民の反対運動も起きております。佐藤良一も本議場

で何回か質問してまいりましたが、なかなかいいアイデアが浮きません。山形県並び市長職合わせれば行政職50年余りの市民思いの佐藤誠六寒河江市長でありますから、市民がびっくりするアイデアでもあると思っているわけであります。市長はどのようにお考えになりましょうか。

山形県では、総務庁の産業廃棄物の新設合意を受けて、10月1日から県内の最終処分場に運搬した業者に1トン当たり千円の税がかかるようであります。寒河江市の下水道の汚泥は市が排出業者に当たるから、当然1トン当たり千円の税負担がかかるのです。10月以後、どのようになされるのでしょうか。市長のお考えはどうでありますか。水洗化された住民に下水道使用料金の値上げはあるのでしょうか。

今年度は、寒河江市一般会計から公共下水道事業特別会計に繰出金が8億5千万余りの支出が行われております。下水道というものは、最後の最後まで莫大なお金がかかるわけであります。下水道処理計画がなされていない地域に住んでいる住民から見ればうらやましい金額ではないかと思われれます。

今年からは、合併浄化槽の県の補助金もなくなっているのです。合併浄化槽は1年1回定期的点検があり、1回のくみ取り並びに検査に5万円近くかかると聞いております。合併浄化槽がない家庭もあるし、年に2回から3回ぐらいくみ取りが行われております。同じ寒河江市民でありながら、格段の差が出ているような気がします。その辺の市長のお考えはどうでありますか。

終末処理場の道路を挟んで南側にある西村山広域事務組合の寒河江地区クリーンセンターがあります。ここでは、下水道処理計画に入っていない住民のし尿処理がなされているわけであります。そこで発生する汚泥は焼却されているようであります。ところで、下水道で発生する汚泥も一緒に焼却できないかどうか、市長のお考えはどうでありますか。

何せ文化的で快適な生活環境をもたらす下水道でありますし、10月1日から山形県で産業廃棄物税に対して市長はどのような対応をなさるのでしょうか。

市長は、西村山地方事務所長並び山形県土木次長を務めていたのです。そのときの寒河江市の公共下水道に対して大変御努力なされると聞いております。佐藤良一、一市民として感謝申しあげます。

以上で1問終わりますが、市長の御理解ある答弁を期待しているものであります。

以上で終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、現在の事業の状況についてでございますが、17年度末現在までの浄化センターを含めた公共事業費と特環事業費を合わせた事業費は約317億円となっております。

それから、下水道に接続し、水洗化のなった戸数でございますが、17年度末現在で8,361戸となっております。また、供用開始となっている処理区域面積は854ヘクタールとなっております。それから、処理についての御質問がございましたが、今年度汚泥処理費として計上しております予算額は、汚泥処理分として4,067万5千円、汚泥運搬費として787万5千円、合わせまして4,855万円でございます。

それから、県が制度化となりましたところの産業廃棄物に対してでございますが、制度化した産業廃棄物税は今年の10月1日から施行することになっておるようです。平成17年度の時点において、全国的には既に24府県が実施または導入を決定いたしまして、特に東北各県の中で山形県だけが未導入であり、山形県の導入の理由によれば、近隣県の中で空白県となることから、近隣県との施策の均衡を図るために導入した法定外目的税だと言っております。

その廃棄物税でございますけれども、山形県の循環型社会形成推進計画に基づく総合的な施策の財源として活用するという御案内のことかと存じます。具体的な制度内容では、納税義務者は最終処分場への排出事業者でありまして、上下水道汚泥等の公共関係の最終処分についても免除という規定はなく、税率1トン当たり千円となっております。本市ではこの制度について、前年度に事前に説明を受けておりましたので、18年度の当初予算に10月からのトン当たり千円の税分を排出予定量の1,300トンに乗じた130万円を計上しております。

こういう税が出たことによって、使用料にはね返りとか影響が出てくるのかということでございますけれども、当方といたしましては、処理場の維持管理費の経費節減を図り、使用料収入増加のために水洗化の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。このようなことから、税負担による使用料の値上げは考えておりません。

最後に、下水道の汚泥をクリーンセンターの焼却施設で処理してはどうかというような御質問もございました。

御案内かと思えますけれども、現在のクリーンセンターは一般廃棄物の処理施設として整備した施設でございますので、し尿及び浄化槽からの汚泥は一般廃棄物として処理しておりますが、下水道からの汚泥は産業廃棄物と規定されておりますことから、現在の施設での下水道汚泥の処理はできないこととなっております。

以上のように、下水道の汚泥処分経費を軽減することを考えた御提言でございましたが、現実的には不可能であるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 市長からいろいろ御答弁ありましたけど、山形県でも下水道のコンポストでやっているのは鶴岡市と天童市と聞いております。あとの自治体の下水道はほとんど埋め立てじゃないかなと思っておりますけど、汚泥のコンポスト化する予定あるのかどうかであります。

あと、新聞報道でありましたけど、東京都下水道局と東京電力が汚泥で発電して、残った灰をまた再利用するというのも起きているわけであります。山形県でも山形広域処理があります。広域下水道、山辺、中山町、山形市、天童、東根、村山市に最終終末処理場があるわけでありますけど、寒河江市でもその辺のことを一緒に考えながら、汚泥も減量化する必要があると私なりに思っているわけであります。ほとんど民間の、市長が就任されてからも4カ所の最終処分場で埋め立てが行われているわけでありますし、だんだんと環境に優しいというか、最終処分場も全国に見ても反対運動が行われているのが現状であります。

今、富並地区にも初めは反対運動があったわけですが、最終的に合意に至って今埋め立てしておるわけなんです。米沢市におきまして、産業廃棄物、民間の施設でありますけど、やはり同じような住民の反対運動があるようにお聞きしておりますので、なるべくやはり文化的な生活でありますけど、汚泥のことというとなかなかみんないい思い出がないような感じもするわけありますし、その辺も考えながら取り組んでいかなきゃならないような感じいたします。

先ほど、松田孝議員も合併浄化槽のことを質問されておりましたけど、やはりその辺の普及も考えながら、下水道工事には莫大なお金もかかるわけでありますし、もう一度山形県の下水道公的なものがあると聞いておりますし、下水道の再利用や汚泥の再利用を考えなされているのかどうかであります。予算化、半年分の130万円ほど計上なされているということですけど、毎年ふえていく汚泥に対して、もっと活力あるコンポストや焼却できるように、県にも働きかける必要があるんじゃないかなと私思っておりますけど、市長の考えありましたならばよろしく願います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まず、コンポストやるのかどうかと、こういうことでございますけれども、結論から言えばやる気持ちはありません。これやるにしましても、施設の問題、運営の問題、これは大変だろうとっておりますし、現在のように村山市の最終処分場に運搬するということで処理したいと、このように思っております。

そのほかにも、これまでいろいろ御指摘のように最終処分場をお願いしてきたところでございますけれども、現在は村山の方をお願いして、まだ余裕があるようでございますし、十分受け入れ可能だということを聞いておりますので、そちらをお願いしたいなと、このように思っております。

汚泥の再利用というようなことは、これは循環型社会の中では当然必要なことだろうと思っておりますけれども、実際にそれをやるということになりますと、これは大変。今言ったように設備投資から、あるいはその運営から、あるいはそれを今度どのように消費する方に処分、あるいは売却というような形になるかと思っておりますけれども、そういう分野でも大変な問題が出てくるかと思っております。今後十分勉強はしなくちゃならないとも思っておりますけれども、非常に厳しい問題だなと、このように感じておるところでございます。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはり文化的生活、下水道工事で水洗化になればその地域の人には本当にいい生活ができるわけでありますが、やはり汚泥というのを避けて通れるわけいけないので、やはりその辺も寒河江市ばかりじゃないし、当然下水道を設置している自治体で、何らかの協議も必要じゃないかなと私なりに思っているわけであります。

市長の行政職、山形県職員並びに市長職合わせれば50年在籍があるわけであります。やはり何かいいアイデアを当然持っているのかなと私なりにも思っているわけであります。少しでも下水道の汚泥に関し、議員の皆様も管理職も持ってもらえれば、これからもっと快適な下水道運営ができるんじゃないかなと私なりに思っているわけであります。市長の在任期間中、何かいいアイデアありましたならば、市民に大いにPRしていただきたいなと私なりに思っていますが、市長のお考えありましたならばぜひお聞きしたいと思っております。

平成18年6月第2回定例会

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 先ほど答弁申しあげましたように、勉強させていただきます。

平成18年6月第2回定例会

散 会 午前 11時59分

○新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。